

## 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故医療体制整備事業 (介護職員等緊急確保事業))

(通則)

第1条 自動車事故医療体制整備事業(介護職員等緊急確保事業)に係る補助金(以下「本補助金」という。)については、法令又は予算の定めるところに従い、自動車事故対策費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業所、同条第3項に規定する「重度訪問介護」を行う事業所、同条第11項に規定する「障害者支援施設」又は同条第17項に規定する「共同生活援助」を行う事業所(以下「障害者支援施設等」という。)であって、次に掲げる要件を満たすもの(以下「補助対象事業者」をいう。)を交付対象とする。

- 一 補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者(独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第1第2級以上に該当する者をいう。以下同じ。)が入所していること、又は利用していること。
- 二 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
- 三 次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。
  - イ 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数(以下「人員配置基準」という。)を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

居宅介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、	従業者
------	--	-----

	設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	
重度訪問介護	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	従業者
共同生活援助	指定障害福祉サービスの事業等基準省令	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。）	生活支援員

ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

（補助対象経費）

第3条 感染症対策に資する新たな職員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）の対象となる補助対象事業の範囲は、令和3年12月20日から令和4年3月31日までの間に新たに雇用した職員の雇用に係る経費とする。

2 感染症対策に資する新たな職員を雇用するための求人情報の発信に要する経

費（以下「求人情報発信費」という。）の対象となる補助対象事業の範囲は次のとおりとする。

- 一 大手就職情報サイト（主に学生を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数がおおむね25万人以上のものをいう。）への掲載に係る経費
- 二 その他求人情報の発信に要する次に掲げる経費（前号に係る経費を同時に申請する場合に限る。）
  - イ インターネットを活用した情報発信
  - ロ パンフレット等の作成
  - ハ その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの

3 感染症対策に資する新たな職員を雇用するための職業紹介の利用に要する経費（以下「職業紹介利用費」という。）の対象となる補助対象事業の範囲等は次の各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第32条の3第1項第1号又は第2号の規定に基づく手数料として支払う経費
- 二 自動車事故対策費補助金交付要綱第4条の規定に基づく交付申請（以下単に「交付申請」という。）を行った日から起算して3箇月前の日より求人情報の発信を行い、かつ、当該求人情報の発信に係る募集人数に満たない雇用実績となっていること
- 三 令和3年度において本補助金の交付申請（前項に規定する求人情報発信費に係る申請に限る。）を行っていないこと

（補助率及び補助限度額並びに交付申請の打ち切り）

第4条 補助率及び補助限度額については、次のとおりとする。

- 一 人材雇用費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で執行する。
- 二 求人情報発信費にあつては、補助率を定額とし、1障害者支援施設等につき80万円を補助限度額とする。
- 三 職業紹介利用費にあつては、補助率を定額とし、1障害者支援施設等につき新たに有料職業紹介事業者を通じて雇用した職員3名を上限に当該職員1名あたり50万円を補助限度額とする。

四 前3号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助限度額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

(自動車事故対策費補助金交付申請書)

第5条 自動車事故対策費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業(介護職員等緊急確保事業)計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業(介護職員等緊急確保事業)計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額(二重線の部分の金額)を記入すること。

2 「添付書類(4)その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、補助対象事業の費目(費目:(1)人材雇用費、(2)求人情報発信費、(3)職業紹介利用費)ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。

一 自動車事故医療体制整備事業(介護職員等緊急確保事業)計画・経費所要額調書兼収支予算書

二 補助対象となる障害者支援施設等における在宅重度後遺障害者の入居状況がわかる書類

三 人材雇用費にあつては、次に掲げる書類

イ 職員名簿

ロ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における介護給付費等の算定に係る体制等状況がわかる書類

ハ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における従業員の常勤換算方式による員数及び当該障害者支援施設等における人員配置基準を満たすために必要となる従業員の常勤換算方式による員数を明らかにした書類

ニ 補助対象期間中に当該職員の雇用する計画がわかる書類(写)

ホ 補助対象となる障害者支援施設等における在宅重度後遺障害者の入所及び利用状況がわかる書類

ヘ 看護師を置いていることを明らかにした書類又は社会福祉士及び介護福祉

士法第48条の3第1項の規定による登録を受けていることを証する書類若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であることを証する書類

四 求人情報発信費にあつては、申請内容に係る見積書（写）

五 職業紹介利用費にあつては、次に掲げる書類とする。

イ 交付申請を行った日から起算して三箇月前の日より求人情報の発信を行っていることがわかる書類（写）

ロ 申請内容に係る見積書（写）

ハ 職業安定法第32条の4第1項の規定に基づき交付を受けた許可証（写）

ニ 求人情報の発信を行っているものの当該求人情報の発信に係る募集人数に満たない雇用実績となっていることを証する自認書

（補助対象事業実績報告書）

第6条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（介護職員等緊急確保事業）実施・経費報告書のとおり」と記入すること。

二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金予定額の合計額（二重線の部分の金額）を記載すること。

三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故医療体制整備事業（介護職員等緊急確保事業）実施・経費報告書のとおり」と記入すること。

2 「その他参考となる事項」として、実施した補助対象事業の費目（費目：（1）人材雇用費、（2）求人情報発信費、（3）職業紹介利用費）ごとに次の各号に掲げる書類を添付することとする。ただし、第5条第2項の規定により自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類にあつては、当該書類について変更があつた場合に限る。

一 自動車事故医療体制整備事業（介護職員等緊急確保事業）実施・経費報告書

二 人材雇用費にあつては、次に掲げる書類

イ 第5条第2項第3号に掲げる書類（同号ホを除く。）のうち、同号の規定に基づき自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類から変更があつたもの及び未提出であつたもの

- ロ 新たに雇用した職員に係る雇用契約書（写）
  - ハ 新たに雇用した職員に係る給与明細書（写）
- 三 求人情報発信費にあつては、次に掲げる書類
- イ 契約書（写）
  - ロ 納品書（写）
  - ハ 検収調書（写）
  - ニ 請求書（写）
  - ホ 領収書（写）
- 四 職業紹介利用費にあつては、次に掲げる書類
- イ 契約書（写）
  - ロ 紹介状（写）
  - ハ 請求書（写）
  - ニ 領収書（写）

（支給の制限）

第7条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている  
場合については、本補助金の補助対象外とする。